

令和元年伯耆町  
第6回臨時会

条例等議案説明資料概要



令和2年 11 月

伯耆町 総務課

# 議案等説明資料

提出課：総務課

議案番号 93	伯耆町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について				
<b>(提案理由及び概要)</b>					
1. 理由	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に準じて改正するもの。				
2. 概要	期末手当の支給月数の引き下げ				
	令和2年度	改正後	改正前	引き下げ幅	令和3年度
	6月	1. 7月	1. 7月	-	1. 675月
	12月	1. 65月	1. 7月	△0. 05月	1. 675月
	年間	3. 35月	3. 4月	△0. 05月	3. 35月
3. 施行期日	一部の規定を除き公布の日から施行する。 ※基準日である12月1日以前に公布する必要があるため、議決後即日公布				

提出課：総務課

議案番号 94	伯耆町職員の給与に関する条例の一部改正について				
<b>(提案理由及び概要)</b>					
1. 理由	令和2年10月の人事院勧告等に準じて、本町の給与について所要の改正を行うもの。				
2. 概要	期末手当の支給月数の引き下げ				
	令和2年度	改正後	改正前	引き下げ幅	令和3年度
	6月	1. 3月	1. 3月	-	1. 275月
	12月	1. 25月	1. 3月	△0. 05月	1. 275月
	年間	2. 55月	2. 6月	△0. 05月	2. 55月
	※勤勉手当を含む年間の支給月数は、改正前4. 5月→改正後4. 45月 ※再任用職員については改定なし				
3. 施行期日	一部の規定を除き公布の日から施行する。 ※基準日である12月1日以前に公布する必要があるため、議決後即日公布				

議案番号 95	伯耆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について																									
<b>(提案理由及び概要)</b>																										
1. 理由	令和2年10月の人事院勧告等に準じて改正する伯耆町職員の給与に関する条例の施行にあわせて改正するもの。																									
2. 概要	<p>職員の給与条例において、期末手当を年0.05月引き下げる改定を行うが、会計年度任用職員については、一会計年度毎に任用される職であることなどから期末手当の支給月数について年度内の改定を行わず据え置き、令和3年6月支給分より改定とするため、所要の改正を行う。</p> <p>※職員の給与条例を準用する規定から、支給月数そのものを規定する形に改正。</p> <p>期末手当の支給月数の引き下げ</p> <table border="1" data-bbox="320 846 877 1081"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和2年度</th> </tr> <tr> <th>職員</th> <th>会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1.3月</td> <td>1.3月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.25月</td> <td>1.3月</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>2.25月</td> <td>2.6月</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">→</p> <table border="1" data-bbox="1059 846 1455 1081"> <thead> <tr> <th>令和3年度</th> <th rowspan="2">引き下げ幅</th> </tr> <tr> <th>会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.275月</td> <td>△0.025月</td> </tr> <tr> <td>1.275月</td> <td>△0.025月</td> </tr> <tr> <td>2.55月</td> <td>△0.05月</td> </tr> </tbody> </table>				令和2年度		職員	会計年度	6月	1.3月	1.3月	12月	1.25月	1.3月	年間	2.25月	2.6月	令和3年度	引き下げ幅	会計年度	1.275月	△0.025月	1.275月	△0.025月	2.55月	△0.05月
	令和2年度																									
	職員	会計年度																								
6月	1.3月	1.3月																								
12月	1.25月	1.3月																								
年間	2.25月	2.6月																								
令和3年度	引き下げ幅																									
会計年度																										
1.275月	△0.025月																									
1.275月	△0.025月																									
2.55月	△0.05月																									
3. 施行期日	<p>一部の規定を除き公布の日から施行する。</p> <p>※基準日である12月1日以前に公布する必要があるため、議決後即日公布</p>																									